



# 宮 崎 県 公 報

令和 2 年 6 月 15 日 (月曜日) 第 114 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 規 則

○みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則…………… (環境森林課) 1

### 告 示

- 生活保護法に基づく施術者の指定…………… (福祉保健課) 2
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい福祉課) 2
- 民有林の保安林の指定予定 (2 件) …………… (自然環境課) 2
- 宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部  
を改正する告示…………… (山村・木材振興課) 2
- 家畜人工授精講習会規程の一部を改正する告示 (家畜防疫対策課) 3

- 道路の区域の変更 (2 件) …………… (道路保全課) 3
- 道路の供用の開始 (3 件) …………… ( “ ) 3
- 道路の占有を制限する区域の指定…………… ( “ ) 4
- 指定構造計算適合性判定機関の変更の届出…………… (建築住宅課) 4

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出 (2 件) … (商工政策課) 5
- 土地改良区の定款変更の認可 (6 件) …………… (農村整備課) 6
- 落札者等の公告…………… 6

### 雑 報

○宮崎県市町村職員共済組合の令和元年度決算の  
要旨…………… 7

### 正 誤

○令和 2 年 6 月 4 日付け県公報 (第 111 号) 中…………… 8

## 規 則

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和 2 年 6 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第37号

#### みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則 (平成17年宮崎県規則第42号) の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(温室効果ガス排出抑制計画書の作成等)</p> <p>第10条 条例第6条第1項に規定する計画書は、提出する日の属する年度以降5箇年以内の温室効果ガス排出抑制計画について、温室効果ガス排出抑制計画書 (別記様式第1号) により、当該計画期間 (以下「計画期間」という。) の初年度の7月末日までに提出しなければならない。</p> <p>2 条例第6条第2項に規定する計画書は、提出する日の属する年度以降5箇年以内の温室効果ガス排出抑制計画について、温室効果ガス排出抑制計画書により、計画期間の初年度の7月末日までに提出するものとする。</p> <p>(温室効果ガス排出状況報告書の作成等)</p> <p>第13条 条例第6条の2に規定する報告書は、温室効果ガス排出状況報告書 (別記様式第2号) により、計画期間の各年度の翌年度の7月末日までに提出しなければならない。</p>	<p>(温室効果ガス排出抑制計画書の作成等)</p> <p>第10条 条例第6条第1項に規定する計画書は、提出する日の属する年度以降5箇年以内の温室効果ガス排出抑制計画について、温室効果ガス排出抑制計画書 (別記様式第1号) により、当該計画期間 (以下「計画期間」という。) の初年度の7月末日までに提出しなければならない。<u>ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することが困難であるときは、知事が当該事由を勘案して定める期限までに提出しなければならない。</u></p> <p>2 条例第6条第2項に規定する計画書は、提出する日の属する年度以降5箇年以内の温室効果ガス排出抑制計画について、温室効果ガス排出抑制計画書により、計画期間の初年度の7月末日までに提出するものとする。<u>ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することが困難であるときは、知事が当該事由を勘案して定める期限までに提出するものとする。</u></p> <p>(温室効果ガス排出状況報告書の作成等)</p> <p>第13条 条例第6条の2に規定する報告書は、温室効果ガス排出状況報告書 (別記様式第2号) により、計画期間の各年度の翌年度の7月末日までに提出しなければならない。<u>ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することが困難であるときは、知事が当該事由を勘案して定める期限までに提出しなければならない。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 475号

生活保護法（昭和25年法律 第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

令和 2 年 6 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

氏名及び施術所の名称	所在地	指定年月日
武田 純 (整骨院REN)	日南市大字平野2766	令和2年6月2日

宮崎県告示第 476号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和 2 年 6 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550500146	さばーとハウス和音	小林市細野2827番地1	社会福祉法人燦燦会	小林市堤2950番地	令和2年6月1日	保育所等訪問支援

宮崎県告示第 477号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 2 年 6 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字吉野方字鞍掛4458-1・4462・4463（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 478号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和 2 年 6 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字カイノ木2667-1・2670-1・2675-8（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和 2 年 6 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 479号

宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程（平成16年宮崎県告示第 570号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(支払の猶予)	(支払の猶予)
第18条 法第10条（法第12条第2項において準用する場合を含む。）	第18条 法第10条（法第12条第2項において準用する場合を含む。）

)の規定により償還金の支払の猶予を申請しようとする借受者(以下「支払猶予申請者」という。)は、林業・木材産業改善資金支払猶予申請書(別記様式第22号。以下「支払猶予申請書」という。)に知事が指定する者の証明書を添えて、支払期日の30日前までに貸付決定機関に提出しなければならない。

)の規定により償還金の支払の猶予を申請しようとする借受者(以下「支払猶予申請者」という。)は、林業・木材産業改善資金支払猶予申請書(別記様式第22号。以下「支払猶予申請書」という。)に知事が指定する者の証明書を添えて、支払期日の30日前までに貸付決定機関に提出しなければならない。ただし、知事が支払期日の30日前までに提出することが困難であると認めるときは、この限りでない。

2～6 [略]

2～6 [略]

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和2年4月16日以降に支払期日が到来する償還金に係る支払の猶予の申請から適用する。

家畜人工授精講習会規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和2年6月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 480号

家畜人工授精講習会規程の一部を改正する告示

家畜人工授精講習会規程(昭和60年宮崎県告示第 521号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(受講者の決定) 第7条 [略]	(受講者の決定) 第7条 [略] <u>(職員による講習会の受講の特例)</u> 第7条の2 知事は、受講者の講習会の受講に支障が生じないと認められる場合であって、本県畜産の振興に関する業務を遂行するに当たって特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、その職員のうち知事が適当と認めるものに講習会を受講させることができるものとする。この場合において、 <u>受講定員には、当該職員を含まないものとする。</u>

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第 481号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年6月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
204	県道	下野鹿狩戸線	西臼杵郡高千穂町大字下野字広木野1288番1地先から同郡同町同大字字岩下1283番1地先まで	旧	4.5～19.3	163.9
				新	4.6～19.3	163.9

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和2年6月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年6月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
439	県道	市木南郷線	串間市大字市木字山下6878番1地先から同市同大字同字6878番1地先まで	旧	9.3～9.4	10.0
				新	18.1～19.3	10.0

宮崎県告示第 483号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和2年6月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

宮崎県告示第 482号

令和 2 年 6 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	219号	西都市大字 中尾字的場 532番3地 先から同市 同大字同字 532番4ま で	令和 2 年 6 月 15 日

**宮崎県告示第 484号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 6 月 15 日から同年同月 29 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
204	県道	下野鹿 狩戸線	西臼杵郡高 千穂町大字 下野字広木 野1288番1 地先から同 郡同町同大 字字岩下12 83番1地先 まで	令和 2 年 6 月 15 日

**宮崎県告示第 485号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 6 月 15 日から同年同月 29 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
439	県道	市木南 郷線	串間市大字 市木字山下 6878番1地 先から同市 同大字同字 6878番1地	令和 2 年 6 月 15 日

先まで

**宮崎県告示第 486号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 2 年 6 月 15 日から同年同月 29 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	219号	西都市大字中尾字的場 532番3地先から同市同大字同字 532番4まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 2 年 6 月 15 日

**宮崎県告示第 487号**

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第77条の35の 8 第 2 項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

令和 2 年 6 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出者の名称

株式会社建築構造センター

2 変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
本 社	東京都新宿区新宿 1 丁目 8 番 1 号 大橋御苑駅ビル 6 階
東北事務所	宮城県仙台市青葉区本町 2 丁目 10 番 28 号 カメイ仙台グリーンシティ 3 階
福島事務所	福島県郡山市中町 11 番 5 号 やまのいビル 1003 号室
群馬事務所	群馬県高崎市八島町 262 番地 内藤ビル 2 階
埼玉事務所	埼玉県さいたま市浦和区高砂 2 丁目 2 番 3 号 さいたま浦和ビルディング 3 階

千葉事務所	千葉県船橋市葛飾町2-402-3 丸庄ビル1階
神奈川事務所	神奈川県横浜市西区北幸2丁目3番19号 日総第8ビル8階
長野事務所	長野県長野市南県町1082番地 ND南県町ビル5階
愛知事務所	愛知県名古屋市中区栄4丁目14番2号 久屋パークビル7階
三重事務所	三重県四日市市浜田町12番18号 アーク四日市ビル7階
山陰事務所	島根県松江市中原町6番地
岡山事務所	岡山県岡山市北区内山下1丁目3番19号 成広ビル2階
広島事務所	広島県広島市中区八丁堀15番6号 広島ちゅうぎんビル704-2号室
香川事務所	香川県高松市亀井町2-1 朝日生命高松ビル5階
愛媛事務所	愛媛県松山市三番町7丁目13番13号 ミツネビルディング601号室
福岡事務所	福岡県福岡市博多区御供所町1番1号 西鉄祇園ビル3階
佐賀事務所	佐賀県佐賀市駅前中央1丁目5番10号 朝日生命佐賀駅前ビル3階
長崎事務所	長崎県長崎市万才町3番4号 長崎ビル2階
鹿児島事務所	鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 鹿児島MSビル2階B号室
沖縄事務所	沖縄県浦添市牧港5丁目6番8号 沖縄県建設会館4階

## 3 変更年月日

令和2年5月28日

## 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和2年6月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモール宮崎  
宮崎市新別府町船戸750番1
  - 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
イオンモール株式会社 代表取締役 岩村康次  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
  - 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)イオンモール株式会社 代表取締役 吉田昭夫  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
(変更後)イオンモール株式会社 代表取締役 岩村康次  
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
  - 変更の年月日  
令和2年3月1日
  - 変更する理由  
代表者変更のため
  - 届出年月日  
令和2年6月3日
  - 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
令和2年6月15日から令和2年10月15日まで
  - 意見書の提出先及び期間  
(1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課  
(2) 期間  
令和2年6月15日から令和2年10月15日まで
  - 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。
- 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。
- なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。
- 令和2年6月15日
- 宮崎県知事 河野俊嗣
- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フェニックスガーデンうきのじょう

宮崎市柳丸町 150、151の一部、152の一部、163-1、163-2、165、166、167、168-1の一部

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、宮崎市住吉土地改良区（宮崎市）から令和 2 年 4 月 3 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

東京センチュリー株式会社 代表取締役 野上誠  
東京都千代田区神田練堀町 3 番地

令和 2 年 6 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

3 変更した事項

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、宮崎市南部土地改良区（宮崎市）から令和 2 年 4 月 3 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）東京センチュリー株式会社 代表取締役 浅田俊一  
東京都千代田区神田練堀町 3 番地

令和 2 年 6 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

（変更後）東京センチュリー株式会社 代表取締役 野上誠  
東京都千代田区神田練堀町 3 番地

4 変更の年月日

令和 2 年 4 月 1 日

5 変更する理由

代表取締役の異動のため

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、延岡市土地改良区（延岡市）から令和 2 年 4 月 15 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

6 届出年月日

令和 2 年 6 月 4 日

令和 2 年 6 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和 2 年 6 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

(2) 期間

令和 2 年 6 月 15 日から令和 2 年 10 月 15 日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和 2 年 6 月 15 日から令和 2 年 10 月 15 日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
電子入札等システムサービス利用業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県県土整備部管理課入札制度担当  
宮崎市橋通東 2 丁目 10 番地 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和 2 年 4 月 17 日（金）
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社宮崎支店  
宮崎市錦町 1 番 10 号
- 5 随意契約に係る契約金額  
295,567,800円
- 6 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第 11 条第 1 項第 1 号に基づく随意契約

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、黒田土地改良区（宮崎市）から令和 2 年 4 月 6 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、宮崎市生目土地改良区（宮崎市）から令和 2 年 4 月 9 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 15 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、宮崎市北土地改良区（宮崎市）から令和 2 年 4 月 6 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 6 月 15 日

# 雑 報

## 宮崎県市町村職員共済組合公告

宮崎県市町村職員共済組合法第5条の規定に基づき、令和元年度決算の要旨を公告する。  
令和2年6月15日

宮崎県市町村職員共済組合  
理事長 安田 修

### 損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過の 長 期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	財形
取 入	負担金	3,479,339	9,135,290	475,903	80,052		130,970	176,205					
	掛金等	3,520,408	5,797,107	475,883				173,484					
	施設収入・商品売上								119,452				
	連合会交付金等	326,703					57,776				145		
	利息及び配当金	7				9,040	3,387	19	42	20	67,367	1	1
	その他の収入	27,517						56		16,261	640	12,330	42,845
	他経理から繰入							25,584		40,000			
前年度支払準備金	499,983												
計	7,853,957	14,932,397	951,786	80,052	9,040	3,387	214,405	349,731	175,733	68,007	12,476	42,846	0
支 出	給付	3,278,231											
	役員給与						90,857	42,203		6,463	714	13,741	
	旅費・事務費						9,554	6,856	729	682	237	1,255	
	商品仕入								1,680				
	委託費						7,282	2,831	75,121	457	27	4,128	
	支払利息					9,040	3,387			34,198	9,868	393	
	連合会払込金等	517,921					10,611	2,640			738		
	前期高齢者納付金	1,378,086											
	後期高齢者支援金	1,373,987											
	負担金等払込金		14,932,397	951,786	80,052		58,221						
	他経理へ繰入	25,584							40,000				
	その他の支出	730,837					34,908	222,252	78,840	3,087	398	9,308	
次年度支払準備金	514,661												
計	7,819,307	14,932,397	951,786	80,052	9,040	3,387	211,433	316,782	156,370	44,887	11,982	28,825	0
差引当期利益金又は 当期損失金(△)	34,650	0	0	0	0	0	2,972	32,949	19,363	23,120	494	14,021	0

### 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過の 長 期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	財形	
資 産	流動資産	577,096	884,935	59,539	442	31,096	26,702	265,588	597,575	234,879	1,339,210	92,032	533,164	165
	固定資産					920,000	2,929,100	947	94	1,027,368	8,226,389	927,399		
	繰延資産								150					
	資産合計	577,096	884,935	59,539	442	951,096	2,955,802	266,535	597,819	1,262,247	9,565,599	1,019,431	533,164	165
負 債	流動負債	10,186	884,935	59,539	442		6,380	5,501	10,013	8,981,871	0	56,315		
	固定負債	514,660				951,096	2,955,802	67,253	39,751	30,819	8,999	967,862	51,876	
	負債合計	524,846	884,935	59,539	442	951,096	2,955,802	73,633	45,252	40,832	8,990,870	967,862	108,191	0
純 資 産	利益剰余金	69,706					192,902	552,567	1,221,415	574,729	51,569	424,973	165	
	欠損金	17,456												
	純資産合計	52,250	0	0	0	0	192,902	552,567	1,221,415	574,729	51,569	424,973	165	
負債・純資産合計	577,096	884,935	59,539	442	951,096	2,955,802	266,535	597,819	1,262,247	9,565,599	1,019,431	533,164	165	

正 誤

令和2年6月4日付け県公報（第 111号）中

ページ	段	行	誤	正
10	左	22	濱 田 昭 雄	濱 田 昭 男